東 農 第 824 号 令 和 7 年 7 月 24 日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

東近江市長 小 椋 正 清

市町村名(市町村コード)	東近江市		
	(252131)		
地域名 (地域内農業集落名)	清水鼻		
	(五個荘清水鼻町)		
協議の結果を取りまとめた年月日		令和7年7月24日	
		(第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

未整備田の狭小な地域であり、隣接する市外の所有者と耕作者が混在する地域であり、できる限り耕作を維持している状況である。

(2) 地域における農業の将来の在り方

狭小な未整備田の地域で用水も整備されていないことから、耕作できるところだけ水稲を作付けしている現状で、これを維持継続する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積		1.3 ha
	うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	1.3 ha
	(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2)農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項								
(1)農用地の集積、集約化の方針								
今後もできる限り現状を維持す	今後もできる限り現状を維持することだけで集積集団化の取組は考えられない。							
 (2)農地中間管理機構の活用								
現状として活用できない。	ロノ」 ル							
(3)基盤整備事業への取組方針								
対象面積が少ないため取組は考えていない。								
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針								
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	現状を維持することが重要であり、この地域単体では取り組めない。							
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針								
未整備田であることから非常に難しいと考えられる。								
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)								
			1 1					
□ ①鳥獣被害防止対策	□ ②有機・減農薬・減肥料	□ ③スマート農業 □	④畑地化・輸出等	□ ⑤果樹等				
□ ⑥燃料・資源作物等	□□⑦保全・管理等	□ ⑧農業用施設 □	⑨耕畜連携等	□ ⑩その他				
【選択した上記の取組方針】								